

「岐阜県職員倫理月間」について

趣 旨

岐阜県政再生プログラムに基づき、不正資金問題が発覚した7月を「岐阜県職員倫理月間」として、職員や職場における自己点検、新たな取組みの実施など、次のような全庁的な取組みを実施する。

なお、倫理月間については、庁内放送や電子メールにより職員に周知する。

倫理月間における取組み

1 職員の取組み

(1) 自己点検

職員は、岐阜県職員倫理憲章に基づいて、自身の行動を点検する。

(2) 取組事例の紹介 資料1

職員が、職場や地域で自主的に実践している、岐阜県職員倫理憲章等を踏まえた取組事例を紹介し、今後の職員または所属の新たな取組みの参考とする。

2 職場の取組み

(1) 自己点検

各所属において策定した岐阜県職員倫理憲章の実行計画について、その実施状況を点検する。

(2) 重点的取組み 資料2

各所属は、岐阜県職員倫理憲章を踏まえた重点的な取組みを、倫理月間中に実施する。

(3) 職場研修の実施

各所属の職場研修担当者が講師となり、公務員倫理をテーマに職場研修を実施する。

3 風通しの良い組織風土づくりへの取組み

風通しの良い組織風土づくりを行うために、各圏域ごとに実施した、両副知事等県幹部と、現地機関の若手・中堅職員との意見交換会の結果を、RENTAIポータルに掲示板に掲載する。

4 「労使協議会（仮称）」における意見交換

職員を取り巻く諸課題について議論するため、岐阜県職員組合と岐阜県当局との間で設置される「労使協議会（仮称）」において、再発防止策の実施にあたっての課題等について意見交換を行う。

5 再発防止策の実施状況の点検

岐阜県政再生プログラムにおける再発防止策を実施している担当課は、その実施状況を点検する。